坂戸市監査委員告示第５号

地方自治法第１９９条第２項及び第４項並びに坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和８年１０月２６日

坂戸市監査委員　関　口　万須美
同　　柴　田　文　子

１　監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監　　査　　の　　対　　象
令和８年１０月１３日	北坂戸出張所、東坂戸出張所、 社会教育課（歴史民俗資料館を含む）、教育総務課
令和８年１０月１６日	清掃センター（東清掃センター、サツキクリーンセンター）
令和８年１０月２０日	坂戸児童センター、千代田児童センター、 大家児童センター、三芳野児童センター、 こども家庭センター、市民健康センター

２　監査事項

令和８年度における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理の状況

３　監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理の状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。